

税に関する条例が一部改正されました

「塩竈市市税条例」「塩竈市都市計画税条例」「塩竈市復興産業集積区域における固定資産税の課税免除に関する条例」の一部が改正されましたので、その主な内容をお知らせします。

個人住民税

①住宅ローン控除の拡充・延長

住宅ローン控除期間(13年)の特例を延長し、一定の期間内に新築などの契約を行い、令和4年12月までに入居すれば、住宅ローン控除が所得税から控除しきれない場合、個人住民税から控除します。

②医療費控除の特例に係る適用期限の延長

セルフメディケーション税制(特定の医薬品購入額の所得控除制度)の適用期限が5年延長になります。

問 税務課市民税係 ☎022-355-5914

固定資産税・都市計画税

①土地に係る固定資産税・都市計画税の負担調整措置

土地に係る固定資産税・都市計画税の負担調整措置を3年間延長(令和5年度まで)します。なお、令和3年度に限り、負担調整措置により税額が増額となる土地については、前年度の税額に据え置きます。

②塩竈市復興産業集積区域における固定資産税の課税免除の延長

対象となる区域名を「復興産業集積区域」から「特定復興産業集積区域」へ変更し、引き続き固定資産税の課税免除の適用期限の延長を行います。



各制度の詳細は、市ホームページをご覧ください。

問 税務課固定資産税係 ☎022-355-5934

介護保険制度が一部変わります

8月から、高額介護サービス費が見直されたほか、介護保険負担限度額認定証の制度が変更になりました。主な内容をお知らせします。

現役並み所得の人は、高額介護サービス費の限度額が引き上げられます

1カ月の介護保険の利用者負担が自己負担の上限額を超えたときに、超えた分が高額介護サービス費として払い戻される制度です。8月利用分から、「現役並み所得者」の所得区分が見直され、下記のとおり変更になります。



令和3年7月以前

令和3年8月以降

収入要件	世帯の上限額	収入要件	世帯の上限額
現役並み所得相当 (年収約383万円以上)	44,400円	年収約1,160万円以上	140,100円
		年収約770万円～約1,160万円未満	93,000円
		年収約383万円～約770万円未満	44,400円

介護保険負担限度額認定証制度の食費の費用負担額が変更になります

8月からの費用負担限度額は下記のとおりです。※市民税非課税世帯が対象

収入要件	施設入所者の負担限度額	ショートステイ利用者の負担限度額
年金収入等80万円以下	390円	600円
年金収入等80万円～120万円以下	650円	1,000円
年金収入等120万円	1,360円	1,300円

問 長寿社会課介護保険係 ☎022-364-1204